

開発行為の解釈取扱

安城市においては、都市計画法の開発行為のうち「土地の区画形質の変更」の解釈取扱を次のとおり運用しています。

都市計画法の開発行為とは、建築物の建築等の目的で、土地の「区画」「形状」「質」のいずれかを変更する行為とします。

「区画の変更」

- 道路等公共施設の新設等

「形状の変更」

- 1メートル超の盛土又は2メートル超の切土を行う場合（部分的に超える場合であっても対象）
- 盛土により高さ1メートルを超えるがけを生ずる場合
- 切土（盛土を同時に行う場合を含む。）により高さ2メートルを超えるがけを生ずる場合

「質の変更」

- 農地等宅地以外の土地を宅地とすること

以下は「質の変更」の対象外（「形状の変更」「区画の変更」が無ければ、許可不要（市街化調整区域では原則建築許可））

- ◆宅地化の面積が500㎡未満の場合
- ◆区画整理事業の仮換地指定・換地処分が行われた土地
- ◆1年以上雑種地であった場合

※ 取扱の詳細は、お問い合わせください。また、この取扱は、安城市において適用されるものですので、他行政庁の取扱は、それぞれの行政庁にお問い合わせください。

（問い合わせ先 安城市役所建設部建築課開発指導係 0566-71-2241（直））